

中国進出における 参入障壁・対策方法の概要紹介

2022.11.12

株式会社ワールドワイド・アイピー・コンサルティングジャパン
東京都港区西新橋1-20-10



Agenda

1. **中国における参入障壁**
2. **知財対策**
3. **化粧品行政手続き (NMPA)**
4. **保健食品行政手続き (SAMR)**
5. **広告トラブル対策**
6. **まとめ**

1

中国における参入障壁

1.中国における参入障壁

世界最大規模の中国市場に魅力を感じつつ、
漠然とした不安を抱える企業は多い

中国進出するには何をすればいい？
かかる費用と時間はどれくらい？

代理店から行政手続きの費用を負担して
もらえることになった。一任して問題ないか？

まだ中国で売れるかどうかわからないのに
知財対策に費用を割くのは勿体無い

商標取得は代理店が代わりに出願して
おいてくれたそうだが、それでいいのか？

当社のブランド名が既に第三者から商標登録
されていたが、このまま販売していて大丈夫か？
こちらが本当の権利者だから問題ない？

製品パッケージの表示は日本では問題
ないが、中国でも同じ表示で良いか？

中国の代理店と仲良くしているが、
騙されるようなことがないか心配・・・



1.中国における参入障壁

日本より厳しく複雑難解なだけでなく
頻繁に変わる行政手続きのルールに
苦戦する企業も多い



悪意ある代理店に騙されて商標を勝手に取られ、
取り戻しに時間と費用がかかるケースもある



知らない間に模倣品を作られ、対策の手立てなく
中国進出の大きな障害になるケースもある

1.中国における参入障壁

中国進出時に何をすべきか？
どのような問題が起こりうるのか？
対策や手続きにはどのくらいの費用がかかるのか？

いわゆるチャイナリスクと対策方法を“知ること”が重要



2

知財対策

中国でブランド展開する際には、
“**知財対策**”が非常に重要

まずは「**商標取得**」を！

商標登録していない場合、どのような問題が起こるか？

- 冒認（第三者が勝手に商標出願すること）され、先に登録される恐れがある。
- 冒認者が正当な権利者となり、**権利侵害者として訴えられる可能性あり。**
- 商標を取り戻すまで、**その商標を中国で使用できない。**
- 冒認者の商標を取り消す方法はあるが、自社が正当な権利者であることを示すのは容易ではなく、多大な時間・費用・労力がかかる。
取り戻しを諦めて商標（ブランド名）を変えた企業も少なくない。
※中国商標局は冒認商標の撲滅に力を入れているが、未だ防ぎきれていないので自社で気を付けなければならない。
- **商標を不正使用されたり、模倣品を作られても訴えることができない。**

どのように進めれば良いか？

現時点での類似商標チェック

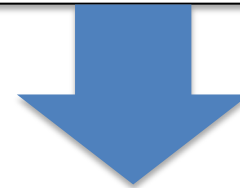
- ・ 既に冒認されていないか？
- ・ 類似する商標（冒認のような悪意性なし）はないか？
- ・ 出願した場合の成功率は？

問題なし



商標出願

問題あり



冒認商標・類似商標への対策
+
商標出願

もしくは

商標名を変更して出願

そもそも商標登録できない場合は？

● 著作物として著作権登録

- 形式審査だけなので、デザイン性があれば基本的に登録できる
- 商標のような「区分」はないので、権利が特定のものに制限されない
- △詳細な審査がない分、権利は弱い



● 商品パッケージ等を意匠権登録

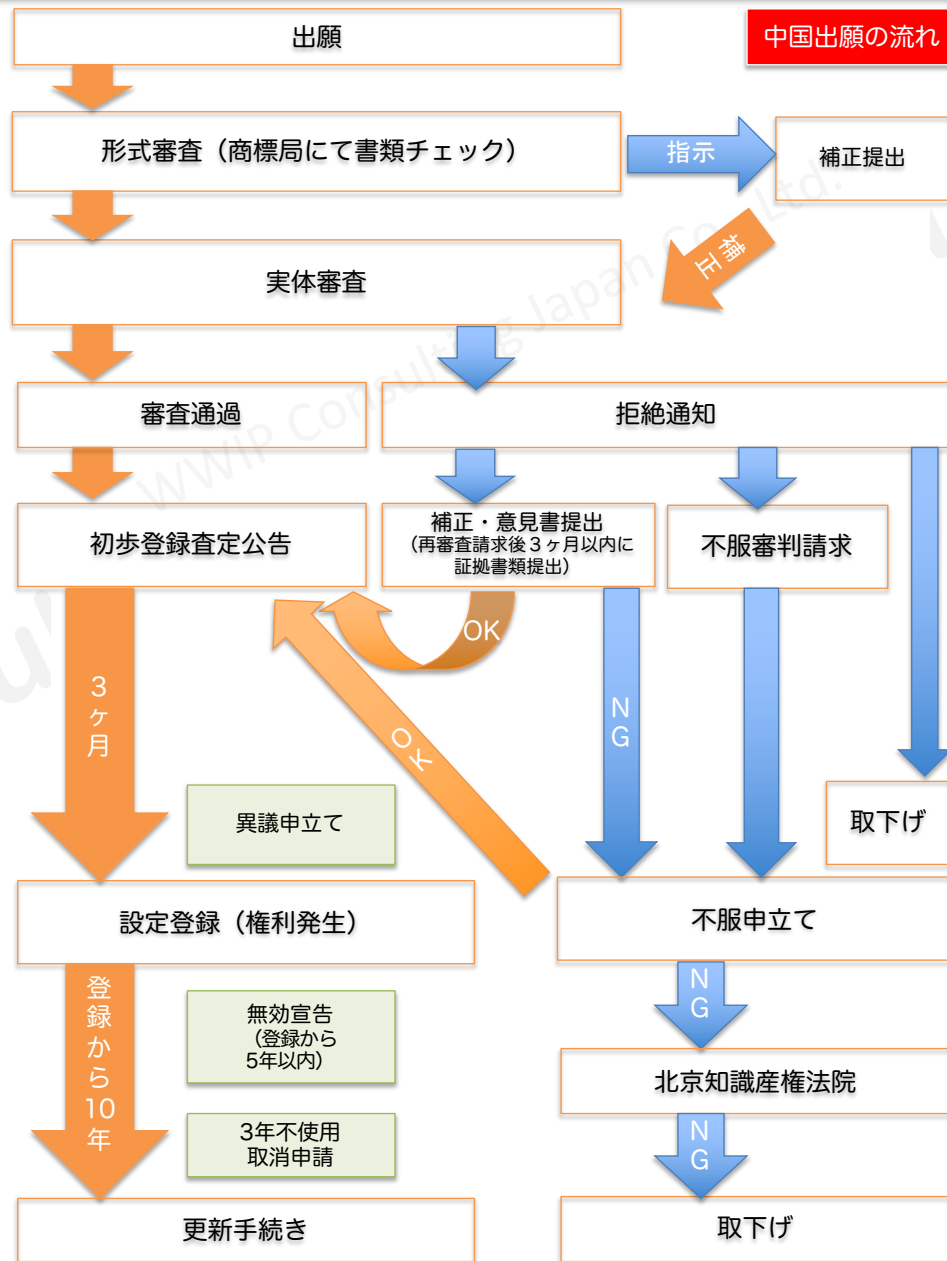
- 商品パッケージそのものの写真を登録することで、模倣品対策に役立つ
- △新規性に注意
(既に世の中に出ているデザインはダメ)



2.知財対策

出願の流れは？

順調に進んだ場合、
「出願～登録」は7～10ヶ月



2.知財対策

冒認商標・類似商標への対策

異議申し立て

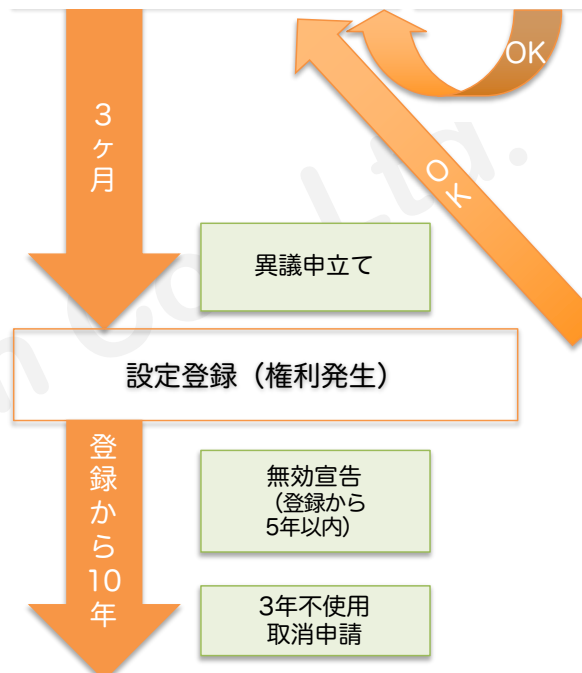
相手の商標が審査通過した後3ヶ月以内に申し立てる方法。
相手の悪意性や自社が正当な権利者である証拠を示す必要あり。
証拠不十分の場合は取り消せない。

無効宣告

相手の商標の登録後5年以内に申し立てる方法。
相手の悪意性や自社が正当な権利者である証拠を示す必要あり。
証拠不十分の場合は取り消せない。

不使用取消審判（3年不使用取消申請）

相手の商標の登録後3年以降に申し立てる方法。
相手側が、直近3年間の商標使用証拠を示せなければ商標が取り消される。
こちらからは証拠提示不要。



よくある質問と他者事例①

まだ中国で売れるかどうかわからないのに商標を取る必要があるのか？

知名度が出てからでは遅い！

他者に先に登録され、取り戻しに何年もかかっている企業、諦めて商標名を変更した企業もあります。

よくある質問と他者事例②

商標取得は代理店が代わりに出願しておいてくれたそうだが、
それでいいのか？

全ての代理店が悪意をもって代理出願するわけではありません。
しかし、代理店と後で不仲になったり、商標を譲渡してくれないケースも
少なくありませんので、自社名義で登録することをお勧めします。

よくある質問と他者事例③

当社のブランド名が既に第三者から商標登録されていたが、
このまま販売していて大丈夫か？
こちらが本当の権利者だから問題ない？

他人の冒認を放置し中国で商標を使用すると、商標権侵害である
として訴えられるリスクがあります。